

○財務省告示第百二十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年三月二十六日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百六 十六回及び第二百六十七回）及 び利付国庫債券（二十年）（第四 十五回、第四十七回、第四十八 回、第五十五回、第六十三回及び第六 十四回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第四十七条	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札にによる発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。	額面金額で千四百九十八億円 （別表のとおり）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	二・五%	平成十一年三月二十二日	七十九億七千九百七十万円
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	二・〇%	平成十一年三月二十四日	二百三十二億円
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	二・四%	平成十一年三月二十二日	百十九億円
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	二・二%	平成十一年三月二十二日	百十五億円
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	二・五%	平成十一年三月二十二日	七十八億三千万円
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	一・三%	平成十一年三月二十六日	三百三十七億円
（利付二十年） （付国庫債） （第二十年） （第五十五回）	一・四%	平成十一年三月二十六日	百五億円

（別表）

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十一年三月二十六日

特別会計に関する法律第四十六条第一項分

特別会計に関する法律第四十七条分

（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）	（利付第二十国庫債券）
一・九%	一・八%	一・四%	二・〇%
平成九年三月二十五日	平成六年三月二十五日	平成十年三月二十四日	平成六年三月二十四日
二百七十五億円	二百五十億円	百億円	十五億円